

3月
定例会



VOL. 44

いかた 議会だより

平成28年(2016年)5月発行

編集 伊方町議会

議会だより編集委員会

電話 0894-38-2662

全国町村議会議長会表彰を受賞



2月5日に開催された「全国町村議会議長会定期総会」において、
【山本吉昭議員】【福島大朝議員】
15年以上在職し功労のあった議員として表彰されました。

今回の主な内容

第 40 回 臨 時 会	2 P
第 44 回定例会の動き・主な決定事項	3 P~4 P
い っ ぱ ん 質 問	5 P~6 P
委員会報告・議会日誌・現地視察	7 P

第40回臨時会報告

第40回臨時会は、2月15日に開催され、上程された議案は、いずれも原案のとおり承認・可決されました。

【主な決定事項】

報告

町長の専決処分事項報告

議決が必要な事項の内、予め議会において町長の権限で執行し、事項の執行結果を報告（1件）
公用車の車両事故を報告

請負契約

佐田岬灯台公園整備工事請負契約の締結

契約金額 7,689万6千円
契約相手 堀田建設(株)伊方支店



蓄養池と砲台跡

町道九町九町越線道路改良工事請負契約の変更締結

変更前 8,834万4千円
変更後 8,942万円
変更理由 事業量変更による増額
契約相手 (有)堀保組

九丁漁港海岸保全施設整備事業請負契約の変更締結

変更前 5,076万円
変更後 5,582万8千円
変更理由 事業量変更による増額
契約相手 (有)竹場建設

町道灘線道路改良工事請負契約の変更締結

変更前 5,475万6千円
変更後 5,276万6千円
変更理由 事業量変更による減額
契約相手 飛田建設(有)

町道宇和海線道路改良工事（5区）請負契約の変更締結

変更前 6,858万円
変更後 6,954万3千円
変更理由 事業量変更による増額
契約相手 藤川建設(有)

町道宇和海線道路改良工事（3区）請負契約の変更締結

変更前 9,828万円
変更後 9,746万3千円
変更理由 事業量変更による減額
契約相手 藤川建設(有)

町道田部高茂線道路改良工事請負契約の変更締結

変更前 5,400万円

変更後 5,535万3千円
変更理由 事業量変更による増額
契約相手 (有)竹場建設

伊方スポーツセンター改修事業請負契約の変更締結

変更前 5,907万6千円
変更後 6,122万4千円
変更理由 事業量変更による増額
契約相手 (有)宇都宮組



伊方スポーツセンター

伊方町観光物産センター改修工事請負契約の変更締結



伊方町観光物産センターきらら館

変更前 1億6,318万8千円
変更後 1億7,140万4千円
変更理由 事業量変更による増額
契約相手 堀田建設(株)伊方支店

財産の取得

災害時備蓄品の取得

取得価格 1,358万6,400円
取得の相手 伊方町商工業協同組合

備蓄品の概要

調理不要米飯非常食	13,000袋
アルファ米（1袋5kg）	160個
インスタントスープ	26,000個
パンの缶詰	10,800個
飲料水（500ml）	42,500本

町内小学校ICT機器の取得

取得価格 6,814万8千円
取得の相手 (株)ほうきよう (松山市)



3月定例会の動き

第44回定例会は、 3月7日～11日開催

条例15件、補正予算10件、当初予算12件
発議1件、その他5件
(すべて原案のとおり可決・承認される)

【主な決定事項】

条例

伊方町職員の勤務時間、休暇等に
関する条例の一部を改正する条例
制定

地方公務員法及び学校教育法の
改正に伴う一部改正

伊方町非常勤の職員の公務災害補
償等に関する条例の一部を改正す
る条例制定

地方公務員災害補償法施行令の
改正に伴う一部改正

伊方町議会議員の議員報酬及び期
末手当並びに費用弁償支給条例の
一部を改正する条例制定

国の指定職及び特別職並びに愛
媛県及び県内市町の特別職に準拠
するための一部改正

伊方町特別職の職員の特給に関す
る条例の一部を改正する条例制定
国の指定職及び特別職並びに愛
媛県及び県内市町の特別職に準拠
するための一部改正

伊方町職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例制定

人事院及び愛媛県人事委員会勸
告等による一部改正

伊方町税条例等の一部を改正する
条例制定

地方税法の改正に伴う納税猶予
に係る規定の整備及び行政手続に
おける特定の個人を識別するため
の番号の利用等に関する法律(マ
イナンバー法)の施行に伴う一部
改正

伊方町公民館条例の一部を改正す
る条例制定

公民館運営審議会の設置及び構
成の見直しに伴う一部改正

伊方町国民健康保険診療所条例の一
部を改正する条例制定

二名津診療所及び名取出張診療
所の医療法第8条の2第1項の規
定による廃止手続きの必要が生じ
たことによる一部改正

伊方町国民健康保険診療所の使用
料及び手数料条例の一部を改正す

発議

療養報酬の算定方法が厚生労働
省より告示されたことに伴う一部
改正

伊方町人事行政の運営等の状況の
公表に関する条例の一部を改正す
る条例制定

地方公務員法の改正に伴う一部
改正

伊方町地域優良賃貸住宅条例の一
部を改正する条例制定

地域優良賃貸住宅制度要綱改正
に伴う一部改正

伊方町行政不服審査会条例制定

行政不服審査法の施行に伴う制
定

行政不服審査法の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例制定

行政不服審査法が全部改正され、
平成28年4月1日から施行される
ことに伴う関係条例の整備

組織・機構の見直しに伴う関係条
例の整備に関する条例制定

組織及び機構の見直しに伴う関
係条例の整備

伊方町湊浦共同畜舎条例を廃止す
る条例制定

伊方町湊浦共同畜舎の財産処分
に伴う条例の廃止

発議

伊方町議会委員会条例の一部を改
正する条例制定

町の「組織・機構の見直しに伴
う関係条例の整備に関する条例制
定」に伴う一部改正

その他

第2次伊方町総合計画基本構想の
策定

伊方町における総合的かつ計画
的な行政の運営を図るため、第2
次伊方町総合計画基本構想を策定

伊方町過疎地域自立促進計画の策
定

過疎地域における公共施設の整
備について、財政上の特別措置を
受けるため、過疎地域自立促進計
画(平成28年度から平成32年度ま
での5ヶ年計画)を策定

議員派遣の件

様々な行政分野における優れた
先進事例を学び、本町の振興施策
の参考とするため

議会運営委員会の閉会中の継続調
査

議会閉会中における委員会活動
の継続を決定

原子力発電対策特別委員会の閉会
中の継続調査

議会閉会中における委員会活動
の継続を決定

平成27年度補正予算

(単位：千円)

会計名	補正額	補正後
一般会計(第4号)	610,104	11,147,152
国民健康保険特別会計(第3号)事業勘定 直営診療施設勘定	△ 1,385,740 △ 84,433	2,056,373 517,213
学校給食特別会計(第1号)	△ 760	33,882
後期高齢者医療保険特別会計(第2号)	△ 1,439	166,551
介護保険特別会計(第3号)	△ 6,886	1,233,417
介護サービス特別会計(第2号)	△ 884	12,493
公共下水道事業特別会計(第4号)	△ 5,373	336,996
小規模下水道事業特別会計(第4号)	△ 3,407	79,260
特定地域生活排水処理事業特別会計(第4号)	△ 5,891	33,380
水道事業会計(第1号) 収益的支出	△ 11,546	320,371
資本的支出	△ 4,756	107,090

一般会計補正予算の主な内容

(単位：千円)

事業名	事業概要	予算額
原子力災害対策 防護施設	設計管理委託	50,000
	設備工事	620,000
総合戦略事業	移住・定住 促進等	50,644
	特産品P R、販売促 進等	29,300

平成28年度 伊方町会計別当初予算

(単位：千円)

区分	会計名	平成28年度 当初予算額(A)	平成27年度 当初予算額(B)	比較	
				(A)-(B)(C)	C/B(%)
普通会計	一般会計	9,360,644	9,151,118	209,526	2.29
	学校給食会計	33,183	34,642	△ 1,459	△ 4.21
	計	9,393,827	9,185,760	208,067	2.27
特別会計	国民健康保険会計	2,545,062	2,768,666	△ 223,604	△ 8.08
	・事業勘定	2,024,313	2,170,220	△ 145,907	△ 6.72
	・直営診療施設勘定	520,749	598,446	△ 77,697	△ 12.98
	港湾整備事業会計	52,891	38,951	13,940	35.79
	後期高齢者医療 保険会計	184,133	168,177	15,956	9.49
	介護保険会計	1,206,488	1,206,113	375	0.03
	介護サービス会計	15,626	14,429	1,197	8.30
	公共下水道 事業会計	253,095	328,677	△ 75,582	△ 23.00
	小規模下水道 事業会計	62,506	59,966	2,540	4.24
	特定地域生活排水 処理事業会計	40,127	38,755	1,372	3.54
風力発電事業会計	62,636	63,536	△ 900	△ 1.42	
計	4,422,564	4,687,270	△ 264,706	△ 5.65	
企業会計	水道事業会計	892,422	443,763	448,659	101.10
合計		14,708,813	14,316,793	392,020	2.74

いっぱん質問



篠川長治議員

交通事故治療費の 第三者求償等について

問

市町村が運営する国民健康保険（国保）では、交通事故などの第三者である加害者の不法行為が原因で生じた医療費は、加害者が自賠責保険などを使って全額負担するのが原則であるが、損害保険会社の支払い審査に時間がかかる場合があるため、被害者が国保を使って治療した後、国保が加害者又は損保会社側に費用を請求する第三者求償制度がある。

厚生労働省の調査による平成25年度のこの制度の請求実績は、全国で約4万3千件。うち交通事故は3万7千件余りで請求額は132億円にのぼっている。

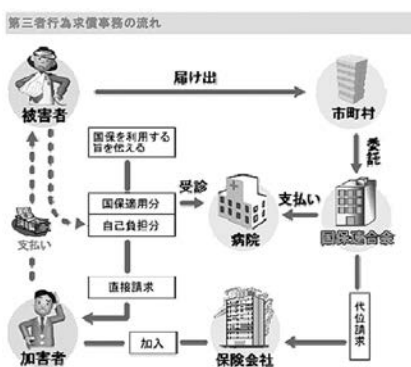
一方、損保業界のまとめでは、交通事故の公的医療保険全体からの請求は10%程度であるのに対し、国保に限ると5%弱にとどまっている。

仮に国保が、他の医療保険並みに請求すれば、少なくとも数

十億円規模の保険給付費が国保に支払われると厚生労働省は試算している。

このような国保の取りはぐれは、市町村担当者の認識不足や交通事故の届け出がなく交通事故と知らなかったことなどが原因とされていることから、厚生労働省は損害保険協会と連携し、届け出遅れを防ぐ考えであると報道されている。

そこで、伊方町では交通事故も含め第三者求償業務を愛媛県国民健康保険団体連合会に委託しているが、これの問題の有無についてお伺いする。



答

第三者（他人）の行為による交通事故などにより傷害を受けた場合は、その治療に要する医療費や損害賠償については、原則として加害者がその責任を負うものとされている。

交通事故による被害者の治療費については、自賠責保険から120万円を限度に、加害者の過失割合に応じて支払い、加害者が被害者に治療費を直接支払った場合は、加害者が自賠責保険に対して請求することになっている。

交通事故による国保の第三者行為求償事務は、被害者が治療を受ける際に病院の窓口で国民健康保険被保険者証を提示し、国保の適用を受けた場合に発生し、支払った給付額を限度として、国保が被害者である被保険者に代わり第三者に対する損害賠償の請求権を取得し、支払った医療費の返還を請求するものである。

本町では、この事務を愛媛県国民健康保険団体連合会に委託しているが、国保加入者が交通事故など第三者による傷害で医療機関を受診される際には、いかに町へ漏れなく届け出ていたどうか課題となっている。

このため、この制度を正しく認識していただく必要があるため、先月の「広報いかた」により周知しているところであり、今後も、定期的に広報活動を行うとともに、毎年更新している被保険者証の更新の際にもこの

制度を説明する小冊子を配布し、周知徹底を図っていきたいと考えている。

なお、委託先の国保連合会においては、4月に日本損害保険協会との覚書を締結する予定で、県下の協会関係団体に周知徹底を図り、制度の適切な運用に取り組むことになっている。

（町長）

伊方発電所の安全 対策等について

問

伊方発電所では、伊予灘を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震発生をシミュレーションしたところ、原子炉を止めることには成功したが、

一次冷却水の大量漏洩を示し、全交流電源が喪失し、蒸気で動くタービン動補助給水ポンプは作動したが、一次冷却水が失われていく状況ではほとんど機能しなくなった。これに対処するため、可搬式加圧ポンプ車等を使用して、圧力容器へ冷却水を注水して、炉心損傷及び炉心貫通に至らせない対策を講じている。

そこで次の事項についてお伺いする。

①伊方発電所では、可搬式加圧ポンプ車等を使用して圧力容器へ冷却水を注水して、原子炉損傷に至らせない設備を備えているが、緊急事態に、可搬式圧力ポンプ車等による原子炉容器への注水には、ポンプ車の移動及び送水ホースの接続等に時間を要するるのであれば、常設の緊急炉心冷却装置（ECCS）対策を提言する。

②加圧ポンプ車等による原子炉容器への注水は、配管に破断があつて、注水のすべてが原子炉容器内へ届かなかつたとしても、送り込んだ水は原子炉格納容器内に留まるので、代替格納容器スプレイ注水とともに原子炉容器損傷防止の有効性が評価されると思うがいかがか。

③原子炉容器への注水と代替格納容器スプレイ注水は、多重防護の観点から、2系統による平行注水とこの作業要員の発電所敷地内の居住を提言する。

重ねて、伊方発電所の発電プラントは強固な岩盤に建設されているが、100年から200年の間隔で起きると言われる南海トラフ巨大地震に発電所前面の中央構造線が連動した場合であっても、多重防護機能は必ず守らなければならないが、このような巨大地震ではメロディライン及び町道等は各所で崩落、地滑り、倒木などで車両等による避難は困難に

なると思う。その上、万が一放射性物質が環境へ放出するような事態に至った場合、放射能被害はこの半島の住民だけでなく、その事故のスケールはかなり広範囲に至ることになると思うが、再稼働に同意した町長には、このことに最大限の対応をしていただきたい。

答

「放射性物質を環境に出さない対策」や「炉心を冷却するための対策」など様々な視点からご紹介いただき、基本原則に立ち返って考えるべき、貴重なご意見であると思つている。

①原子力規制委員会は、四国電力が想定する過酷事故に対して、確実に収束するための対策が適切であることを認めている。新規制基準においては、事故は起こり得るものとして対策を求めていることから、あえて一次系配管の破断をシミュレーションし、炉心損傷するという事象においても、注水による冷却、非常用発電機の機能喪失に伴う電源車や代替ポンプの確保等の対策を講じ、最悪の事態として、それらの対策が全て使えなくなったとしても、バックアップして対応することを義務付けているが、四国電力は、これらの基準を満たすための対策を講じ審査を受けてきたことをご理解願いたい。

②、③新規制基準では、多重防護に

加え、「深層防護」の考え方を求めている。この考え方は、例えば、既設の余熱除去ポンプや高圧注入ポンプによる原子炉への注入のほか、格納容器スプレイポンプ、代替格納容器スプレイポンプ、充てんポンプ、中型ポンプ車と加圧車などが幾層にも冷却水を確保する性能を持った設備を求めるもので、重大事故が起きて格納容器スプレイポンプなど、既設のものが使えなくなった場合には、代替格納容器スプレイポンプなどにより原子炉格納容器へ冷却水を注水する。

最終的にこの代替ポンプで格納容器へ注水することになっており、この格納容器への注水を49分後までに実施できれば、格納容器の破損は防止できるといふことである。また、この間、ただ手をこまねいて事象の進展を見守つていたのではなく、あらゆる対策を講ずるとともに、冷却水については、燃料取替用水タンク、補助給水タンクその他、海水注人も考慮されており、最終的に格納容器内に溜まった水を再循環ユニットで冷却することにより、溶けた燃料の冷却と格納容器の破損を防止できることになっている。

以上のような手順となつていふことから、原子炉格納容器内の冷却を後回しにするのではなく、むしろ、それを最優先とした対策であることをご理解願いたい。さらに、原子炉格納容器内に水素が発生した場合は、

2種類の装置で水素を除去し、今後もフィルター付きベント設備を設置するなど、格納容器破損防止の対策が講じられることになっている。

なお、作業要員については、当直長をはじめとする運転員および緊急時の対応要員により確保することに ついて、原子力規制委員会が認めている。

以上のように、新規制基準は、社会の風潮として、いわゆる「安全神話」に逆行しないために「事故は必ず想定外のことから起こりうるもの」との考えに立ち返り、最悪の事態に対し、どのように対処すべきか。その備えを要求している基準であることを、是非ご理解願いたい。

最後に私は、昨年10月、伊方3号機再稼働について苦渋の決断をしたが、震災後に町内においては、少なからず、これまでとは異なった環境にあるものと認識を致している。「基準を守つてさえいけば、安全というものではない」という言葉どおり、私自身としても「安全神話」に陥ることのないよう、発電所の安全性確保について不断に追求していくとともに、住民避難計画についても、実効性を高めるための訓練と検証作業を繰り返すことにより、町民の安心・安全が得られるよう、全力で取り組む所存である。

（町長）

委員会（協議会）報告

月 日	委員会（協議会）	概 要
2月9日	議会運営委員会	第40回臨時会の運営について
2月24日	議会運営委員会	第44回定例会の運営について
3月2日	議員全員協議会	1. 条例の制定等について 2. 第4次伊方町行政改革実施計画について 3. 伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について 4. 第2次伊方町総合計画の策定について 5. 伊方町過疎地域自立促進計画の策定について 6. 佐田岬観光まちづくり計画について 7. 伊方町環境基本計画の策定について 8. 三崎保育所改築について 9. 平成27年度伊方町一般会計補正予算（第4号）概要 10. 繰越明許費について 11. その他

議 会 目 誌

2月9日	議会運営委員会 人権・同和教育訪問	3月17日	中学校卒業式 町地域防災会議
12日	県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会(松山) 定期監査・例月現金出納調査(監査委員)	19日	県町村議会議長会第67回定期総会(松山)
15日	第40回臨時会	20日	町消防団出初式
23日	南予水道企業団議会定例会(宇和島)	23日	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会定例会(大洲)
24日	議会運営委員会	24日	小学校卒業式 愛顔つなぐえひめ国体伊方町実行委員会第2回常任委員会 愛顔つなぐえひめ国体伊方町実行委員会第2回総会
25日	花橋を守る会 三崎高等学校教育振興会第3回理事会	25日	町地域振興センター運営委員会 監査委員協議会第16回定期総会(松山)
26日	舞鶴市原子力防災・安全等特別委員会行政視察	26日	えひめ南予博2016オープニングイベント
28日	町生涯学習推進大会	30日	伊方原子力発電所環境安全管理委員会(松山)
3月1日	三崎高等学校卒業式	4月3日	きらら館リニューアルオープン・きららまつり
2日	議員全員協議会	8日	小・中学校入学式
7日	第44回定例会	11日	三崎高等学校入学式
9日	合同委員会 例月現金出納調査(監査委員)	13日	例月現金出納調査(監査委員)
11日	第44回定例会	26日	伊方町融心会総会
15日	八幡浜地区施設事務組合議会定例会 県過疎地域自立促進協議会定期総会(松山)	27日	議会運営委員会・議会だより編集委員会
		28日	県人権対策協議会第56回定期大会(松山)



四国の最西端に位置する佐田岬灯台は、年間約4万人が訪れる町内屈指の観光施設で、来年度には点灯100年目を迎え、記念イベントの開催が計画されていることから、駐車場から灯台までの遊歩道の危険箇所をはじめ老朽化したキャンプ場や蓄養池などを整備し、更なる集客力の向上に取り組んでおります。



現 地 視 察
 3月11日(金) 定例会終了後、佐田岬灯台公園の現地視察を行いました。

【町内中学校入学式】

4月8日（金）、穏やかな天候の中、町内中学校3校で入学式が行われました。中学校へは67名の生徒が入学し、夢と希望に満ちた一歩を踏み出しました。

